

井原市マスコットキャラクター取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、井原市マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャラクターは、次のとおりとする。

- (1) 名称は、「でんちゅうくん」という。
- (2) デザインは、市が定めた次の基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザインとする。

基本デザイン



(使用承認の申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ井原市マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 井原市及び井原市が主催する事業の開催に協賛する団体等が当該事業に使用するとき。
- (2) 井原市が共催又は後援する事業を実施する団体等が当該事業に使用するとき。
- (3) 井原市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 井原市内の自治会及びコミュニティ組織等がコミュニティ活動の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 井原市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

- (2) 井原市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がキャラクターの使用について不適当と認めたとき。

2 前項の規定により承認することと決定したときは、井原市マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第2号）を、不承認とすることと決定したときは、井原市マスコットキャラクター使用不承認通知書（様式第3号）をそれぞれ申請者に通知するものとする。

（使用の期間）

第5条 キャラクターを使用できる期間は、2年以内とする。

（使用料）

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用者は、キャラクターの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターを自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
- (4) 第2条第2号に規定するデザインの改変、応用使用はしないこと。
- (5) 原則として、物品等には「井原市マスコットキャラクター」及び「でんちゅうくん」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。

（見本品の提出）

第8条 使用者は、キャラクターを使用した物品等の完成品を、速やかに提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、キャラクターの使用が明確にわかる写真をもって代えることができるものとする。

（承認内容の変更の申請）

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ井原市マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、井原市マスコットキャラクター使用変更承認通知書（様式第5号）をもって行う。

3 第7条及び第8条の規定は、承認内容の変更の場合において準用する。

（承認の取消し）

第10条 市長は、キャラクターの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認

められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じて、市長は、その責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、井原市マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第6号）をもって行うものとする。

（事故、苦情等の処理）

第11条 キャラクターの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。